

二本松市災害対策本部情報（第25号・H24.2.10発行）

災害時要援護者避難支援制度を始めます（平成24年2月より申請受付開始）

市では、災害が発生したときやその恐れがある場合、被害を受けやすい高齢者や障がい者（災害時要援護者）を支援するため、「二本松市災害時要援護者避難支援制度」を始めます。

この制度は、支援を希望する方からの申請に基づき、市が災害時要援護者として登録を行い、個別計画を作成し管理するものです。災害時要援護者には、2人の避難支援者を決めていただき、避難支援者は、災害時に、災害情報の伝達、避難支援、安否確認などを行い、平常時には、見守り活動を行っていただくものです。

申請できる方

家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けられない在宅の方で、氏名、住所、本人の状況などの個人情報や避難支援者や関係機関・団体などへ提供することに同意する、次の～のいずれかに該当する方が対象となります。

- 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方
- 要介護3以上で在宅生活の方
- 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級を所持している方および3級の視覚・下肢・体幹・呼吸器機能障がいの方）
- 知的障がい者（療育手帳Aを所持している方）

地域のみなさまへ

災害が発生したときは、行政機関や消防団などが、避難住民の誘導など様々な公的支援を行います。それだけでは限界があります。この制度は、災害時要援護者を地域の中で見守り、災害が発生したときやその恐れがあるときには、避難支援者や地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという共助の精神に基づく地域活動のひとつです。この制度の趣旨をご理解いただき、積極的に災害時要援護者の手助けとなる避難支援者となってくださいますよう、ご協力をお願いします。

Q.「避難支援者」とは？

A. 避難支援者とは、災害時要援護者に対して、日常生活の中で見守りや声かけができ、災害時に駆けつけることができる近隣の住民の方です。

Q.「避難支援者」になると重い責任が課されるのでは？

A. 災害時は、避難支援者も被災することが想定されます。できる範囲での支援をお願いするもので、決して責任を負うものではありません。

制度の流れ



避難支援者になられた方には、災害時要援護者の緊急連絡先や、かかりつけ医が記載された「防災カード」が市から配付され、緊急時の対応に備えていただきます。

2月上旬にこの制度の対象者あてに郵送した「災害時要援護者避難支援台帳登録申請のご案内」に同封した「医療機関一覧」の中で一部間違いがありました。下記のとおり訂正し、重ねてお詫び申し上げます。

二本松ウィメンズクリニック（誤）23-3223（正）24-1322 和田医院（誤）52-2303（正）55-2303
17番「春山あだたら診療所」と34番「今古堂医院」は、現在診療を行っておりません。

問い合わせ...高齢福祉課長寿福祉係 0243-55-5114・福祉課障がい福祉係 0243-55-5113 または各支所地域振興課

市内民間工事等の線量調査結果について

安達太良建設協会および二本松管工事組合において、平成23年3月11日以降に着工・竣工した工事箇所コンクリートまたは砕石を使用した工事について、環境放射線量の調査を依頼したところ全体で307箇所報告がありました。そのうち、コンクリート等から1cmの距離で測定した放射線量がバックグラウンドよりも高いケースが38箇所ありました。

環境放射線量は、周辺の環境やコンクリート、砕石の使用量、使用状況などによる変化が大きいため、コンクリート等から放射線が出ていないことを断定するには、詳細な調査が必要であるため、福島県と経済産業省および環境省に報告し、コンクリート等が原因であるかの詳細な調査を依頼するとともに、健康安全対策、損害賠償、風評被害対策等に万全を期するよう要望しました。

問い合わせ...放射能測定除染課放射能測定除染係 0243-22-1580

個人積算線量計回収について

平成23年9月～11月に測定しました個人積算線量計の回収を終了いたします。

測定有無のかかわらず、線量計は郵送または各保健センターまで返却くださるようお願いいたします。

問い合わせ...健康増進課予防係 0243-55-5109

税の無料相談会が開催されます

東北税理士会二本松支部では、税理士による税の無料相談会を行います。東日本大震災で被災した方の雑損控除や災害減免法についても相談できますので、お気軽にご相談ください。

日時：2月23日(木)午前10時～午後4時

場所：市民交流センター 第1会議室(2階)

問い合わせ...東北税理士会二本松支部 0243-33-5535

家庭で薪・炭などを利用した際に出る灰の処分方法についてのお知らせ

薪ストーブや風呂ボイラー等で薪を燃やした後の灰は、庭や畑にまいたりせず、**可燃ごみとして黄色の指定袋**に入れ、**可燃ごみの収集日**にごみステーションに出してください。

灰だけを溜めて処分するのではなく、他の可燃ごみと一緒に指定袋に入れ、小まめに処分するようにしてください。

薪ストーブ等の掃除にあたっては、灰を吸い込まないようにマスクやゴム手袋を着用してください。

薪ストーブ等の煙突から出る煙に含まれる放射性セシウムは濃度が低いため、煙による被ばくの影響はありません。

木炭の灰についても同じように処分してください。

問い合わせ...農林課農地管理係 0243-55-5118

飲料水(水道水)の放射性物質モニタリング検査結果

市では、各水道水の放射性物質モニタリング検査を継続していますが、平成24年2月6日からは週3回から週1回となりました。

平成23年4月24日採水分以降平成24年2月3日採水分までの検査結果については、市内すべての上水道・簡易水道において、放射性物質は検出されていません。

問い合わせ...水道課水道業務係 0243-55-5137

自家消費農産物の放射性物質測定結果(市独自の測定結果)

市放射性物質測定センターにて平成24年1月11日から1月27日まで測定した作物のうち、特に検査数の多かった5種類の作物について、その測定結果をお知らせします。この測定結果は、放射性物質を市独自に測定した数値であり、出荷あるいは販売等の目安となる数値ではありませんのでご注意ください。

なお、同センターで測定したすべての農産物の地区別結果については、同センター窓口のほか、本庁農政課、各支所産業建設課および各住民センター窓口、**市ホームページ**で公表していますのでご覧ください。

(測定年月日：平成24年1月11日～1月27日・単位：Bq/kg)

品名	測定件数	未検出数	検出数	ヨウ素131		セシウム(134+137の合計値)	
				最小値	最大値	最小値	最大値
じゃがいも	112件	79件	33件	11.49	11.49	10.14	64.57
白菜	82件	73件	9件	11.10	24.90	10.10	71.55
大根	72件	65件	7件	11.32	11.32	10.34	27.54
玄米	69件	49件	20件	12.04	12.04	10.90	98.60
大豆	67件	28件	39件	11.39	11.39	10.20	290.90

測定器の検出限界値は10Bq/kgです。したがって、10Bq/kg未満のものについては、「検出せず」と表記しています。

簡易測定器のため、自然界の放射性物質をヨウ素として検出してしまうことがあります。ヨウ素欄に数値は掲載されておりますが、ヨウ素の半減期が約8日であることから、現在ではヨウ素が検出されることはないと考えられます。

自家消費農産物の放射性物質測定を希望される方は、事前に予約が必要となります。電話もしくは、「二本松市放射性物質測定センター」の窓口にてご予約ください。

予約先...市放射性物質測定センター 0243-55-5160

(受付時間：平日・午前8時30分～午後5時15分)

農産物に関する問い合わせ...農政課総合農政係 0243-55-5116

市内24地点の環境放射線量測定結果の推移

単位：μsv/h(マイクロシーベルト/時間)

地点	2月7日	2月6日	2月5日	2月4日	2月3日	2月2日
	13:00～15:20	13:00～15:00	13:00～15:00	13:00～15:00	13:00～15:20	13:00～15:20
二本松市役所	0.72	0.67	0.66	0.64	0.69	0.69
二本松住民センター	0.78	0.74	0.73	0.75	0.74	0.76
塩沢住民センター	0.44	0.48	0.39	0.45	0.49	0.48
岳下住民センター	0.69	0.60	0.52	0.61	0.66	0.62
杉田住民センター	0.70	0.55	0.59	0.63	0.63	0.68
石井住民センター	0.96	0.94	0.91	0.90	0.94	0.95
大平住民センター	0.78	0.81	0.79	0.78	0.82	0.84
岳温泉一丁目地内	0.19	0.19	0.12	0.15	0.17	0.20
安達支所	0.41	0.39	0.31	0.39	0.43	0.38
渋川住民センター	0.34	0.30	0.28	0.30	0.33	0.33
上川崎住民センター	0.65	0.59	0.59	0.55	0.64	0.62
下川崎住民センター	0.66	0.61	0.58	0.64	0.66	0.65
岩代支所	0.71	0.60	0.67	0.63	0.62	0.69
新殿住民センター	0.50	0.42	0.46	0.44	0.43	0.52
旭住民センター	0.42	0.38	0.39	0.32	0.34	0.40
田沢集会所	0.34	0.31	0.33	0.38	0.36	0.37
田沢字大森地内(大森バス停)	0.51	0.46	0.45	0.51	0.42	0.56
田沢字分堂地内(分堂バス停)	0.60	0.42	0.51	0.53	0.54	0.56
初森字十字地内(初森バス停)	0.76	0.71	0.74	0.78	0.73	0.76
東和支所	0.55	0.43	0.47	0.51	0.46	0.54
木幡住民センター	0.59	0.59	0.57	0.61	0.62	0.65
太田住民センター	0.74	0.67	0.74	0.63	0.63	0.79
戸沢住民センター	0.82	0.70	0.72	0.83	0.80	0.81
戸沢字伏返地内(伏返バス停)	0.66	0.64	0.66	0.74	0.70	0.66

二本松市役所分については、9月12日分より文部科学省が設置したモニタリングポストの値を使用しております。また、**網掛け部分**は同日午前の数値。

市内の放射線量に関する最新の情報は、随時市のホームページ(PC版およびモバイル版)に掲載しますのでご確認ください。また、各支所・住民センターでも確認できます。



左のQRコードから携帯電話版ホームページへアクセスできます。機種によってはアクセスできないこともあります。

災害全般に関する問合・相談窓口 / 災害対策本部総務係(生活環境課) 0243-55-5102

放射能に関する問合・相談窓口 / 放射能測定除染課 0243-22-1580

編集と発行 / 災害対策本部広報班(秘書広報課) 0243-55-5096

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 市ホームページ <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>